平成２６年（フ）第１０２７号
埼玉県朝霞市本町１丁目36番７－310号
破産者　澤田佐和子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５３号
さいたま市南区大字大谷口1257番地15　メゾングレイス501
破産者　加藤　寛治
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
神奈川県南足柄市内山2140番地１、前住所神奈川県小田原市飯泉505番地の９
破産者　平野樹三郎
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７９号
神奈川県南足柄市狩野28番地１　レオパレスいかだば28－201号室、前住所神奈川県南足柄市関本808番地１
破産者　**廣**澤いずみ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５号
長野市川中島町御厨821番地１　信濃の杜ハイムＷ201、破産手続開始決定時の住所長野市川中島町御厨984番地１
破産者　井田　吉昭
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長野市松代町松代739番地
破産者　伊東　正示
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
愛知県豊橋市多米西町１丁目８番地の１
破産者　加藤　美奈
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３０３号
大阪府東大阪市本町２番４号　藤田方
破産者　山下　浩子（旧姓住山）
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２２号
大阪府守口市寺方錦通３丁目７番８－206号、開始決定時大阪府守口市東郷通３丁目11番25－606号
破産者　塚脇　　守
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０８号
大阪府吹田市清水６番１－1003号
破産者　上田　正彦
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６６号
大阪府四條畷市岡山３丁目２番22号　クーリエ70－101
破産者　Ｔ－ＳＴＹＬＥ　ＷＩＮＧこと　島村　敏信
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６１号
大阪府池田市天神２丁目３番７－101号　天神コーポ
破産者　中山正道こと　車　　正道
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６５号
大阪府枚方市長尾元町１丁目19番11号
破産者　竹中日登美
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２６号
大阪府寝屋川市池田旭町９番11－408号、開始決定時大阪府寝屋川市高宮新町28番９号
破産者　松原　　章
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２７号
大阪府寝屋川市池田旭町９番11－408号、開始決定時大阪府寝屋川市高宮新町28番９号
破産者　松原三智子（旧姓松下）
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４７号
大阪府吹田市清水６番１－1003号
破産者　上田　隆子（旧姓林）
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４００号
大阪市住吉区南住吉１丁目17番22号
破産者　みよし酒店こと　三好　一夫
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３４号
大阪府大東市錦町５番10号
破産者　勇元　康夫
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部